

開講期間	配当年	単位数	科目必選区分
前期	1年	1単位	選択必修
担当教員			
曾根 直樹			
添付ファイル			

講義概要	事前学習として、受講生の地元の協議会の活動状況を調べてくることを前提とします。事前学習内容を元に、自治体による協議会の違いを理解します。協議会の活動から、障害者の地域生活の実際を理解し、地域生活における人的支援、環境整備、就労支援、家族支援、医療、教育等の支援を理解します。また、協議会の先行事例について、ゲスト講師からレクチャーを受け、意見交換をしながら協議会の役割について理解を深めていきます。
各回の進行予定	<p>第1回 共生社会の実現と障害者の地域生活支援 障害者総合支援法の基本理念が共生社会の実現であることを確認し、障害者の地域生活支援が共生社会の実現と相まって行われることを理解する。</p> <p>第2回 自己決定の尊重と意思決定支援 障害福祉サービスの提供は、自己決定の尊重、意思決定支援に基づいて行われることを体験的に学び、サービス等利用計画、個別支援計画を作成する際の基本を理解する。</p> <p>第3回 乳幼児期、学齢期における支援と家族支援 障害児の保育、教育について、就園、就学における支援や、就園後、就学後の合理的配慮も含む支援について、障害者自立支援協議会の活用を含めて理解する。また、医療的ケアの提供や、児童期における家族支援の在り方について考える。</p> <p>第4回 就労支援、日中活動の支援 就労移行支援、就労継続支援、生活介護における具体的な先進事例の展開を、障害者自立支援協議会の活用も含めて社会資源の活用や改善、開発の視点から考える。</p> <p>第5回 地域における生活の場の支援 重度訪問介護による自立生活や、平成30年度から開始される自立生活援助を活用したアパート等での生活、重度障害者を含むグループホームでの生活などについて、住環境の整備、人的支援体制の確保、医療的ケアの提供、地域移行などの側面から、障害者自立支援協議会の活用も含めて考える。</p> <p>第6回 障害者自立支援協議会の役割と活用方法 自らの地域の障害者自立支援協議会の運営について実態を把握した上で、複数の自治体の障害者自立支援協議会の具体的な事例と比較しながら、活性化のための活用方法や運営方法について教訓を得るとともに、障害福祉計画策定との関連について理解する。</p> <p>第7回 障害者自立支援協議会の運営と展開 障害者自立支援協議会の具体例から得た教訓を参考に、自らの地域の自立支援協議会の活性化を図るために運営方法について具体的に考える。</p> <p>第8回 障害者差別解消法と合理的配慮の提供 障害者差別解消法について理解し、不当な差別的対応が起きる背景や、合理的配慮の提供を推進するための方法について考える。</p>
講義のねらいと到達目標	<p>【講義のねらい】 障害者の地域生活の実際を理解し、地域生活における人的支援、環境整備、就労支援、家族支援、医療、教育等の支援方法を理解し、自己決定の尊重を基盤とした個別支援を行うことができるようとともに、(障害者自立支援)協議会の役割を理解し運営の活性化や活用の方法を含め、地域サービスの基盤整備や地域の福祉力の向上、共生社会の実現を目指すための方法や知識、実践力を身につける。</p> <p>【到達目標】 共生社会の実現及び当事者の自己決定の尊重を基盤とした障害者の地域生活の支援を行うとともに、(障害者自立支援)協議会の役割を理解し運営の活性化や活用ができる。また、院生自身の地元の(障害者自立支援)協議会の活動状況について調べ、理解を深める。 実践的授業内容のため、受講者には、障害福祉の制度及び協議会の一定程度の事前理解を求める。</p>
指定教科書(テキスト)	特に定めない
参考文献・関連URL等	自立支援協議会の設置運営について（厚生労働省） https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/kaiseihou/dl/tuuthi_h240330_25.pdf 障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営等に関するガイドライン（内閣府） https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/secchi/pdf/guideline.pdf 障害者基本計画（内閣府） https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonkeikaku.html
出欠確認方法	教員による目視ならびにリアクションペーパー。3回以上欠席した者の単位認定はできない。
成績評価の方法	評価は到達目標の達成状況を踏まえて行う。 修了評価は、①リアクションペーパーの内容(40%)及び②演習・事例検討等の参加状況(20%)、③受講修了の課題レポートの内容(40%)により60点以上であった者を可と判断する。 ①リアクションペーパーの内容 授業の内容を正しく理解しているか、授業に対する的確な質問、意見を記載しているかという観点で評価する。 ②演習等の参加状況 ③出席状況、演習の取り組み状況、協議会の事例検討における質問や発言内容が、授業内容の理解に基づいているかという観点で評価する。

	<p>③課題レポートの内容 レポートは1200文字（A4用紙2枚）以内とし、以下の観点から評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会について理解できているか。 ・自立支援協議会の検討課題について理解できているか。 ・障害者差別解消と地域協議会について理解できているか。 ・到達目標に達していない場合の対応：補講の受講及び追加レポート1200文字（A4用紙1枚）を課し、60点以上であった場合、可と判断する。
成績評価基準の内容	60点以上を可とし、60点未満を不可とする。
事前・事後学習のためのアドバイス	事前課題として、院生自身の居住地である市町村の協議会について調べ、パワーポイント1枚にまとめておくこと。 障害者総合支援法における（自立支援）協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う場と位置付けられていることを踏まえて事前課題を作成すること。
他の科目との関連、教育課程の中での位置づけ、キーワード	認定社会福祉士研修認証科目 障害者支援の理論と方法を受講してから、本講座を受講することが望ましい。 障害者総合支援法、自立支援協議会、部会、障害者差別解消法、差別解消支援地域協議会
ベンチマーク	この科目で獲得を目指すディプロマ・ポリシーについて次のように優先順位を位置づけています。 1. ア 福祉実践とその現場の創造的な発展に必要な基本的な知識を修得した者 2. イ 理論と実践の両面にわたる能力を備えている者 3. ウ 儲値を基盤とした職業的倫理を深く理解した実践的な専門的職業人である者